

泉佐野市有料広告提案事業者募集要領

1 趣旨

社会構造のグローバル化や少子高齢化の進展等に伴い、行政ニーズが複雑・多様化するなか、持続可能な社会を実現するためには、施策のスクラップ&ビルドやさらなる経費削減等を行い、歳出を抑制する一方で、あらゆる面から歳入を確保しなければ、新たな行政サービスを創造することはできません。

このため、本市ではこれまで各種有料広告による歳入確保に取り組んできましたが、さらなる財源確保に向けて、民間企業のユニークな発想やアイデアにより、市が所有する有形・無形のさまざまな資産を広告媒体として活用するなど、新たなビジネスモデルを提案・実施する事業者（以下、「パートナー企業」という。）を幅広く募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 希望契約期間

市の名称変更や市の一部地区の変更	10年以上
ネーミングライツ（命名権）	3年以上
その他の広告提案	原則5年以下

※上記はあくまで希望期間であり、最終の契約期間は協議のうえ市が決定します。

3 年間広告料

事業者や広告代理店からの提案とします。

※ただし、提案された年間広告料が著しく安価な場合は、提案をお断りする場合があります。

※年度途中の契約の場合は月割りを原則とします。

4 提案事例（参考）

- ① 市の名称を企業名等に変更
- ② 市の名称に企業名等の愛称を付与
- ③ 市の一部地区の名称を企業名等に変更
- ④ 公共施設（市庁舎を除く）に企業名等の愛称を付与
- ⑤ 公園、道路等に企業名等の愛称を付与
- ⑥ 市役所1Fに企業PRコーナーを設置
- ⑦ 市役所各階エレベーターホール壁面又は市民ロビーに広告表示可能な大型液晶パネルを設置
- ⑧ 市役所玄関に企業広告の入ったフロアマットを配置
- ⑨ 市役所エレベーター内部壁面に企業広告を掲出
- ⑩ 公共施設（市庁舎を含む）内における企業広告
- ⑪ 市主催イベント内における企業広告

注1）市の名称変更や市の一部地区の変更（上記①～③）について検討される事業者は、提案書の提出前にご相談ください。別途協議させていただきます。

注2）ネーミングライツ（上記④～⑤）について検討される事業者は、提案書の提出前にご相談ください。ネーミングライツガイドラインに基づき協議させていただきます。

《留意事項》

上記に示している事例はあくまで参考であり、この提案事例以外の提案も幅広く受け付けるものとします。なお、法令、条例等に基づく規制や施設構造により広告掲出ができない場合があります。

関係する法令として、大阪府各種条例・規則、泉佐野市各種条例・規則、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱等を遵守してください。また、提案内容によっては、行政財産目的外使用許可申請による許可が必要です。

5 広告PRに伴う費用負担

企業広告PRに伴う費用等の負担区分については、原則次のとおりとします。

内 容	費用負担者
契約締結後、広告掲載までにかかる一切の費用	パートナー企業
契約期間満了後（契約解除後）の原状回復にかかる一切の費用	パートナー企業

《留意事項》

看板などの内容や設置場所、施工内容については、市や関係機関と協議をして決定するものとします。また、設置に際しては、公共施設という性質上、安全確保が確実に図られる方法で設置・配置するとともに、設置方法については、事前に市へ書面にて報告し承認を得るものとします。

なお、設置場所や方法などについては、市の方針等を遵守していただくとともに、誠意のある対応をお願いします。

6 提案応募資格

以下の条件を全て満たしていること。

- ① 法人であること。
- ② 国税、地方税の滞納がない者。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加資格を有する者。
- ⑤ 民事再生法又は会社更生法による更生手続きが開始されていない者。
- ⑥ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- ⑦ 公共団体から入札参加資格停止措置を受けていない者。
- ⑧ 商法に基づき整理開始の申立て又は通告がなされていない者。
- ⑨ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑩ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき観察処分を受けた団体に該当しない者。
- ⑪ 本事業の実施にあたり、本市との打合せなどに適切に対応できる者。

※必要に応じて、関係機関等に対し、パートナー企業に関する照会をすることがあります。

7 掲出できない広告内容

- ① 市の印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業及びそれらに類似する業種
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- ④ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- ⑤ ギャンブル（公営ギャンブルは除く）その他投機心、射幸心をそそるもの
- ⑥ 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- ⑦ 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び差別的なもの
- ⑧ 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- ⑨ 不快感又は誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑩ その他市長が不相当と認めるもの

8 提出書類

- ① 泉佐野市有料広告提案書（様式第 1 号）
- ② 泉佐野市有料広告提案に係る誓約書（様式第 2 号）
- ③ 価格提案書（様式第 3 号）
- ④ 登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ⑥ 財務諸表（直近 2 カ年の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）
- ⑦ 納税証明書（国税及び都道府県税、市税の直近未納税額がないことの証明書）
- ⑧ 企画提案書（表紙のみ雛形あり、任意様式・図面等含む）
- ⑨ 会社概要
- ⑩ 委任状（様式第 4 号）（応募する法人等が代表者から支店長等に委任する場合のみ）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

※ただし、⑥については、市の名称変更や市の一部地区の変更及びネーミングライツ（命名権）提案の際にのみ必要です。⑦の市税の納税証明書については、泉佐野市に本店・支店・営業所等がある場合のみ必要です。

また、④、⑤、⑥、⑦については、本市契約担当課受付の入札参加資格登録業者名簿に登録されている事業者は、提出を省略できます。

9 要領の公開

- ① 公開期間 令和 6 年 8 月 30 日（金）以降 常時
- ② 配布場所 市のホームページからダウンロードをお願いします。
URL <https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/furusato/menu/youryoukoukoku/index.html>

10 提案書の受付期間及び提出先

- ① 受付期間 随時（ただし、本要領の公開期間中に限る）

② 提出方法 原則、下記に持参してください。(郵送可)

③ 提出先

泉佐野市 成長戦略室 ふるさと創生課 (泉佐野市役所4階)

〒598-8550

大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号

電話番号 072-463-1212

FAX番号 072-464-9314

E-mail machi@city.izumisano.lg.jp

※提出された企業等についてのお問合せに対しては、回答いたしかねます。ご了承ください。

④ 企画提案に関する留意事項

ア 企画提案書について

- ・日本工業規格A4用紙を使用し、縦置き横書き左綴じとする。また、本文の文字サイズは、10.5ポイント程度とすること。
- ・企画提案書には、表紙に表題や事業所の連絡先(会社所在地、担当部署、担当者、連絡先等)提出年月日などを記載してください。(表紙のみ雛形あり)
- ・使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・企画提案に使用する通貨は、日本国通貨、時刻は日本国標準時間とします。また、計量の基準・単位は、計量法等に基づくものとします。
- ・企画提案内容によっては、補足説明等をお願いすることがあります。
- ・企画提案書の様式は任意とします。
- ・企画提案に要する費用は全て提案者の負担とします。

イ 応募内容の変更禁止等

- ・応募(提出)された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。
- ・市は必要に応じて、提出書類の追加を求めることができるものとします。

ウ 失格になるケース

- ・当該提案書を提出した日以降、提案応募資格要件に該当しなくなった者。
- ・応募(提出)された書類に虚偽の記載があった場合。
- ・提出書類に不備又は不足があった場合。
- ・この要領に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

エ 応募(提出)された書類の取扱い

応募(提出)された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ 選考結果の疑義

一切認めません。

カ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します。

ただし、公表等の必要がある場合、市は、提案者に許可を得て公表できるものとします。

キ 提出書類の複製等

提出された書類は、パートナー企業選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、

提出された書類(複製した書類を含む)はパートナー企業選定以外の目的で使用しません。

ク 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

11 質問の受付及び回答

本要領の内容に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

受付期間 随時(ただし、本要領の公開期間中に限る)

提出方法 質問票(様式第5号)により、電子メールにて下記アドレスまで提出してください。

なお、件名に「【質問:有料広告提案事業者募集事業】」と明記してください。

メールアドレス: machi@city.izumisano.lg.jp

回答方法 質問票を提出いただいてから概ね1週間以内で質問のあったメールアドレスへ回答を返信します。(質問内容や件数、休日等により1週間を超える場合があります。)

その他 受付期間の経過後の質問、応募資格に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けません。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問につきましても、一切受け付けません。

質問内容によっては、お答えできない場合もあります。

質問内容及び回答については、第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。

12 企画提案の選定方法

- ・提案内容の審査は、原則、市が設置する選定委員会が行います。
- ・審査にあたっては、審査基準に基づいて、市の要求する水準を満たす内容であること、計画が継続的に履行し得る内容であることを確認し、総合的な見地から提案の内容等を審査し選定します。
- ・類似提案が複数企業から提出され、その提案が市として一枠しか受け入れすることができない場合は、審査結果で点数の高い提案者を選定します。
- ・審査結果が一定の基準に満たない場合は、選定しないことがあります。
- ・選定にあたり、必要に応じて提案者へヒアリング又はプレゼンテーションをお願いする場合があります。
- ・審査基準及び提案内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

※選定作業は、原則、次のとおり年4回に分けて行います。

【 4月～ 6月受付分】 7月選定

【 7月～ 9月受付分】 10月選定

【10月～12月受付分】 1月選定

【 1月～ 3月受付分】 4月選定

13 審査項目

- ・提案に対する審査項目は、概ね下記の項目を想定しております。

市の名称変更や市の一部地区の変更

審査項目	配分点
企業の信頼性・事業継続性	20
提案金額	40
企画提案内容	20
その他	20

ネーミングライツ・その他の広告提案

審査項目	配分点
企業の信頼性・事業継続性	15
提案金額	50
企画提案内容	35

14 審査結果

- ・審査結果については、選定の有無にかかわらず応募いただいた全ての提案者に文書にて通知します。
- ・審査により選定されたパートナー企業については、市ホームページにて公表します。

15 その他留意事項

- ・指定管理者が管理運営業務を行っている施設での企業広告等につきましては、必要に応じてパートナー企業、指定管理者及び市の三者でその都度協議することとします。

16 契約の締結

- ・市は、パートナー企業と細部について協議のうえ、当該パートナー企業と契約を締結します。
(提案内容によっては決定通知のみとなる場合もあります。)

17 広告料等の支払い

- ・広告料等の支払いは、原則、毎年度4月当初に請求書を発行し、支払い期限を5月末日とする。
(その他、必要に応じて行政財産目的外使用料や光熱水費等の費用が必要な場合があります。)
- ・年度途中に開始する場合は、契約締結後に市が請求書を発行しますので、速やかにお支払いをお願いします。

18 参考

・現在市で行っているネーミングライツ（命名権）

施設名	契約金額／年（契約期間）
文化会館	1,500,000 円／年(3年間)
地場産業支援センター	100,000 円／年(10 年間)
生涯学習センター	800,000 円／年(5年間)
中央図書館	400,000 円／年(5年間)
歴史館いずみさの	300,000 円／年(5年間)
泉の森広場	200,000 円／年(5年間)
市道りんくう南2号線	100,000 円／年(3年間)
市民総合体育館	700,000 円／年(3年間)
りんくう野外文化音楽堂	1,000,000 円／年(3年間)

・現在市で行っている主な有料広告

広告名	金額(広告料)
各種封筒広告	9cm×9cm 程度(封筒の大きさにより異なる) 封筒 1 枚につき 9.8 円～16 円 (税別、印刷枚数により異なる)
市役所庁舎内パンフレット設置	1区画最大A3横 3,000 円～3,900 円／月 (設置期間によって異なります)
広報いずみさのへの広告	4.7cm×18.3cm 4.7cm×9cm 金額についてはお問合せください
市ホームページバナー広告	60×150 ピクセル 12,000 円／月(3ヶ月以上継続の割引あり)
コミュニティバス広告	36.4×51.5cm(B3版)2,160 円／月
南海泉佐野駅前広場トイレ壁面広告	5,000 円～12,000 円／月 場所、大きさによって異なります。
公用車広告	縦 30cm×横 50cm(両後扉側面) 3,000 円／月 縦 40cm×横 60cm(市長車の両後扉側面) 5,000 円／月
指定ゴミ袋(20ℓ)	5万袋セット 60,000 円
市役所エレベーター内壁面広告	年額 120,000 円
文化会館内広告	年額 120,000 円
公用車(29 人乗りバス)広告	年額 96,000 円
公用車(市長車)広告	年額 60,000 円
公用車(副市長優先車)広告	年額 48,000 円

・市役所の概要

名 称・・・泉佐野市役所

所在地・・・大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号

開庁時間・・・午前8時45分～午後5時15分まで

閉庁日・・・土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

参考数値・・・庁舎内職員数 約500人

人口 99,160人（2024年8月末日現在）

■広告提案事業の流れ

